

平成30年北海道胆振東部地震災害検証 中間提言(案)

平成31年3月

平成30年北海道胆振東部地震災害検証委員会

対策の方向性

➤ 道災害対策本部指揮室における情報集約の強化と情報共有の徹底

- ・ 国や道、関係機関が初動対応や応急対策を迅速かつ的確に実施する上で、指揮室で一堂に会し、情報を収集し集約することは、必要不可欠であり、集約した情報の適時適切なアナウンスやホワイトボードでの一元化、共通資料の配付など共有の徹底を図る必要がある【国・道・関係機関】

➤ 被災地域への迅速な職員派遣と派遣者の災害対応能力向上

- ・ 発災時に被災市町村の要請を待たずに、関係機関からプッシュ型により情報連絡員（リエゾン）を派遣することは、発災直後の被災状況の把握に有効であるため引き続き継続するとともに、リエゾンとなる派遣者に対する研修や訓練、派遣先で派遣元の災害対策本部との情報共有に必要なネットワークの整備を平時から実施するなど、人材育成や災害対応能力の向上を図ることが重要である【道・関係機関】

➤ 非常用電源設備の整備促進と通信手段の多重化

- ・ 停電時においても確実に情報収集を行うために、緊急連絡先を整理するとともに、非常用電源設備の整備や衛星携帯電話、無線など使用可能な機器を整備するなど、通信手段の多重化を図る必要がある【道・市町村・事業者】
- ・ 市町村防災行政無線は、地域住民への避難等重要な情報伝達手段の1つであり、停電時でも確実に作動するように非常用電源を整備する必要がある【市町村】

➤ 停電や復旧状況等に関する迅速な情報把握

- ・ 電力会社においては、道（振興局）や市町村に対し、停電の発生や復旧の目処などを迅速に伝達するため、情報提供に関する基準の見直しや職員間のホットラインを整備するなど連絡体制を構築する必要がある【電力会社・道・市町村】
- ・ 大規模災害が発生した際には、停電が想定されることから、電力会社から道（振興局）へ速やかにリエゾンを派遣し、停電状況の迅速な把握に努め、共有を図る必要がある【電力会社・道】

対策の方向性

➤ 避難勧告等の情報伝達手段の強化

- ・ 市町村は、避難勧告等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、可能な限り多様な伝達手段を整備し、停電その他、機器等に予期せぬトラブルが生じても対応できるよう備える必要がある【市町村】
- ・ 市町村は、防災行政無線や広報車、Ｌアラートなど情報伝達手段の特徴（伝達範囲、迅速性、情報量、操作性等）を把握し、状況に応じてこれらの手段を組み合わせ、より確実に住民に伝えることが重要である【市町村】

➤ 避難所となる施設の安全性の確保等

- ・ 災害が発生した際、市町村は安全性が確保された施設等に住民を避難させる必要があることから、指定緊急避難場所や指定避難所については、災害に対し安全な構造となっているか、災害の危険が及ぶおそれのない区域内に立地しているかなどを考慮し、適切な施設等を確保する必要がある【市町村】
- ・ 市町村は指定した避難所等について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性について不断の見直しを行うことが重要であり、道はこうした取組を促進するため、情報提供や助言等の支援を行う必要がある【市町村・道】

➤ 地域が一体となった高齢者等への避難支援

- ・ 高齢者が適切な避難行動をとることができるように、町内会や自治会、自主防災組織など地域住民が相互に連携し、安否確認や避難支援などを行える体制を構築するとともに、日頃から避難所の開設・避難のタイミング・避難生活などについて、研修や避難訓練の実施などを通じて確認するなど、理解を深め不安感を払拭することが重要である【市町村・住民】

➤ 自主防災組織の活動の充実による地域防災力の強化

- ・ 住民が適時的確に避難をするために、日頃から自主防災組織による防災活動を通じた地域防災力の強化が必要であり、道は自主防災組織の組織率を高めるとともに、自主防災組織における意識の向上と活動の活性化が図られるよう、市町村と連携して取り組む必要がある【道・市町村・住民】

対策の方向性

➤ **避難行動要支援者名簿の活用と適切な管理等**

- ・ 要配慮者への避難行動の支援のために、避難行動要支援者名簿の活用が有効であり、名簿情報は適宜、最新の状態に保つとともに、電子データにより保存をしている場合、停電時やシステム障害などが生じた際にも活用できるよう紙媒体でも保管するなどし、適切な管理に努める必要がある【市町村】
- ・ 災害発生時には、避難行動要支援者名簿情報を市町村と福祉関係者や自主防災組織など避難支援等関係者間で共有することが必要で、避難行動の支援のために、本人同意がなくても名簿情報を避難支援者等の関係者へ情報提供できることについて、市町村や関係機関等への周知を図る必要がある【市町村・関係機関】

➤ **外国人への多言語による情報発信の強化**

- ・ 被災地での避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人や、帰国等に向けた交通・宿泊に関する情報を必要とする訪日外国人に対して、それぞれの情報ニーズに応じた多言語による広報の充実に取り組む必要がある【道・市町村・関係機関・事業者】
- ・ 道は、北海道防災情報システムなどへの登録の促しや啓発資料の周知、訓練における多言語による情報提供など、市町村や関係機関と連携した取組を強化していく必要がある【道・市町村・関係機関・事業者】（再掲）
- ・ 災害時において観光客等に対する多言語による相談窓口の設置や災害時多言語支援センターの活用など、きめ細かな対応を行う体制づくりが重要である【道・市町村・関係機関・事業者】
- ・ 災害時に一定期間、帰宅や帰国等ができない観光客等が予想される場合には、多言語による相談対応や情報提供、スマホ充電等の支援を行うことが必要である【道・市町村・関係機関】（再掲）

対策の方向性

➤ **避難所運営マニュアルの整備と避難所運営訓練の実施**

- ・ 市町村において避難者の数や状況の把握は、被災者の安否確認、食料や物資の配給など各種支援を円滑に行うために重要となることから、受付時に世帯別の避難者名簿に記入してもらい、避難者台帳（名簿）の速やかな作成が必要である。そのため、あらかじめ避難所運営マニュアル等で避難者名簿の様式を規定し、印刷して各避難所に保管しておくことが望ましい【市町村】
- ・ 市町村は、住民参加型の避難所運営訓練を実施し、避難者名簿の作成を含めた避難所開設に係る手順を確認するなどの取組が必要である。道は、その実施を積極的に支援する必要がある【道・市町村】

➤ **避難所の実態に合わせた運営体制の構築**

- ・ 避難所の運営は、時間の経過とともに市町村職員による運営から、避難者の自主運営に移行することが基本であるが、日中は勤労者や学生が多く避難者が少数であったり、高齢者が大半を占めるなどの事情により、運営の全てを避難者が担うことが困難な場合も生じる。このため市町村は、避難所の実情に合わせて応援職員やボランティア、道が認定している地域防災マスター等による一部業務の分担、自主運営のための各種支援を行うこととし、運営体制をあらかじめマニュアル等に定めておくとともに、日ごろからボランティア団体、地域防災マスター等と連携・協力関係を築くことが必要である【道・市町村・住民】

➤ **道災害対策本部指揮室の体制強化**

- ・ 道の指揮室の班の一つである「避難者対策班」は、避難所の運営業務のほか、緊急物資の調達業務を担っていたため、処理すべき事務が膨大となり、マンパワーも不足し、避難所運営に必要な助言等が行えなかったことから、災害の規模に応じて、班の体制（人的・質的・量的）を再編成することを想定した体制を構築する必要がある【道】

対策の方向性

➤ 避難者への定期的な情報提供と正確な情報発信

- ・ 市町村は、タブレット等の情報端末を活用するなどして、各避難所に対して現在の被害情報や物資配布等の支援情報などについて、随時提供する仕組みを構築する必要がある【市町村】
- ・ デマや根拠のない情報により、被災者に不安等を与えないよう、道警察や関係機関との連携やSNS等で被災者への正確な情報発信や避難所内に情報を掲示するなどの対応が必要である【道・市町村・関係機関】

➤ 被災市町村への応援職員の効率的な事務引継

- ・ 避難所運営の応援職員を受け入れる被災市町村は、応援職員に依頼すべき業務など役割分担を明確にしておくとともに、応援側の自治体においても他の自治体と交代時期が重ならないよう配慮し、効率的に事務が引き継がれるよう、応援職員の入れ替わる時期や人数等を考慮し、日頃から訓練するなど習熟しておくことが必要である【道・市町村】

➤ 避難所運営に必要な事務機器等の調達

- ・ 道や市町村は、避難所運営の応援職員を派遣する際に、パソコンやプリンターなど活動に必要な事務機器等をあらかじめマニュアル等に明記するほか、その調達方法等を定めておくことが必要である【道・市町村】

➤ 要配慮者向けの物資等の備蓄及び調達手段の確保

- ・ 市町村は、高齢者や乳幼児などの要配慮者向けに、紙おむつや粉ミルク、介護食等の物資の備蓄に努めるほか、道や市町村は、要配慮者の状況やニーズに応じて物資を確保・提供ができるよう事業者と物資の調達や輸送等に関する協定について、充実・強化を図る必要がある【道・市町村・事業者】

対策の方向性

➤ **要配慮者への福祉避難所の開設状況や避難方法に関する情報伝達体制の構築**

- 市町村は、要配慮者や支援関係者に対し、福祉避難所の開設状況や避難の方法（市町村によっては、一般避難所からの二次避難先として福祉避難所を開設）に関する情報を伝達する必要があるが、具体的には、開設施設を広く公表する手法や、個別に周知する手法が考えられるが、福祉避難所は公的施設を指定したものや、民間施設との協定に基づき指定したものなどその態様は様々であることから、市町村の実情に即した手法により、必要な取組が推進されるべきである。

また、開設施設を広く公表することにより、対象者・非対象者を問わず、多くの被災者が直接避難する恐れがあることから、市町村は、福祉避難所の対象者や位置付けに関する住民への普及啓発についても、併せて取り組む必要がある【市町村】

➤ **福祉避難所における要配慮者向け物資等の確保に係る体制の構築**

- 市町村は、要配慮者のためのポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の資機材や、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、介護用品等の生活支援物資を必要数確保するため、平時における備蓄や、発災時における調達体制の構築等に関する必要な取組を推進すべきである【市町村】

➤ **避難所において要配慮者に対する福祉的支援を行う体制の構築**

- 避難所における要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、必要な支援を円滑に行うためには、平時において、道や関係機関による災害福祉支援に係るネットワークを構築し、災害時の活動内容の検討や災害派遣ケアチームなど、被災地で支援活動を行うチーム員に対する研修・訓練などを実施する必要がある【道・関係機関】

対策の方向性

➤ 車中泊による発症リスクに係る対策

- ・ 車中泊によりエコノミークラス症候群を発症する可能性があることについて、道や市町村が連携し、平常時から防災訓練や研修、広報等を通して普及啓発に努めるとともに、災害時には医療・保健関係者等とも連携し、予防対処策について周知を行う必要がある【道・市町村・関係機関】

➤ 車中泊の避難者への対応を含めた避難所運営体制の構築

- ・ 車中泊による避難については、駐車スペースの確保や避難所での出退管理などの制約もあることから、道や市町村は、受入体制や対応方法について検討しておく必要がある。その上で、車中泊を受け入れる避難所においては、エコノミークラス症候群の予防や冬期間の寒さ対策などの健康への配慮、安全対策、避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについても避難所運営マニュアル等に規定し、円滑な避難所運営ができる体制を整えることが必要である【道・市町村】

➤ 避難者の健康面に配慮した食事の提供や給食センター等の活用

- ・ 避難所の食事は、食物アレルギーの避難者への配慮や避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮した適温食の提供などが求められることから、市町村は、ボランティア等による炊き出しや地元事業者等による食料等の調達のほか、給食センターの活用など、管理栄養士の協力を得ながら、提供ができる体制を構築するなど、避難者の健康に配慮する必要がある【道・市町村・関係機関・事業者】

➤ 避難者の心身の健康に配慮した運営体制の構築

- ・ 道や市町村は、精神的、体力的な負担や生活環境の変化によるストレスや不安などを抱える避難者への対応や健康への配慮のため、保健師や看護師等による保健指導や巡回相談、心のケアなどを実施するほか、運営スタッフと避難者が協力して、配慮が必要な方に対する見守り体制を構築するなど、避難者の心身の健康保持のための環境を整えることが必要である【道・市町村・関係機関】

対策の方向性

➤ **避難所における生活環境の改善に必要な備品等の整備又は調達手段**

- ・ 道や市町村は、避難所における居住性やプライバシーの確保、暑さや寒さへの配慮といった生活環境の改善のため、優先順位を考慮して、設備や備品を整備する必要がある【道・市町村】
- ・ 段ボールベッドは、避難者の健康面やプライバシー確保等に非常に有効であることから、市町村の備蓄品として整備に努めるほか、供給事業者等と協定を締結するなど、災害発生後に速やかに段ボールベッドを確保し、避難所に導入できるよう取り組む必要がある【市町村】
- ・ 避難所で段ボールベッドを速やかに設営するため、道や市町村は連携し、平常時から段ボールベッドの活用について周知を図るとともに、発災時には医療・保健関係者等とも連携し、できる限り早期に段ボールベッドが設営されるよう支援を行う必要がある【道・市町村・関係機関・事業者】

➤ **トイレの確保対策とトイレ環境の向上**

- ・ 避難生活のトイレの確保は、健康面・衛生面において重要であり、断水等によりトイレが使用できない場合を想定した簡易トイレ等の備蓄を推進する必要がある。また、衛生面において優れたコンテナ型のトイレ等を配備できるよう、道や市町村は事業者との災害時協定の締結を図るなどの取り組みを進め、トイレ環境の向上に努める必要がある【道・市町村】

➤ **災害時における応急仮設住宅の運営**

- ・ 市町村は住家被害を受けた被災者の応急仮設住宅の供与にあたっては、被災者の要望や家族構成のほか、被災者が生活への復興への意欲を保ち高めるために、被災前の人間関係を維持できるようにも配慮して行う必要がある【市町村】

④物資及び資機材の備蓄支援

住民や市町村等における備蓄状況、物資支援の調整、物資の保管・輸送に関する調整、避難所に対する物資の供給、ニーズの把握等

対策の方向性

➤ 重層的な備蓄体制の確保

- ・ 家庭や事業者では、最低3日間、可能であれば1週間分の食料、飲料水等の生活必需品の備蓄を行うことが重要である【住民・事業者】
- ・ 町内会や自治会、自主防災組織においては、非常時に持ち出すには困難な物資について、備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制を整備する必要がある【住民・市町村】
- ・ 市町村においては、被災者ニーズを踏まえて、備蓄品目、備蓄場所、配布方針を確認し、災害時における支援物資に係る協定（流通備蓄等）の活用も含めた整備を進めていくことが必要である【市町村】
- ・ 道では、市町村の備蓄を補完するため、災害時における民間事業者等との支援物資に係る協定（流通備蓄等）の充実を図ることが必要である【道】

➤ 支援物資の経費負担や調達方法

- ・ 道は、支援物資を要請する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、被災市町村への提供にあたっては、事前に経費負担の有無を明示する必要がある【道】
- ・ 道や市町村は、物資の国からのプッシュ型支援、自衛隊からの災害派遣要請による支援、民間事業者からの協定による提供など、それぞれの経費負担や調達方法について、事前に確認しておく必要がある【道・市町村】

➤ 物流を専門とする体制の整備と専門家の派遣

- ・ 道は、指揮室内に支援物資の供給や輸送など、物流を専門とする事業者を配置したり、物資拠点となる施設等にも派遣するなどの構築し、訓練を行っていくことが重要である【道・事業者】

➤ 支援物資のデータ化と共有体制の構築

- ・ 支援物資のリスト化(種類・数量)を図り、避難所・被災市町村、道、国が情報共有できる体制が必要である【国・道・市町村】

対策の方向性

➤ 職員の参集・連絡体制の強化

- 道は、災害時において職員の速やかな参集が図られるよう、参集基準の周知や連絡先の確認など、全庁的に日頃から徹底を図るとともに、指揮室の設置・運営訓練などを通じて職員の防災意識の向上や災害時における手順等の確認を図っておく必要がある【道】

➤ 大規模災害に備えた道（振興局）の災害対応体制の強化

- 大規模災害時には、交通手段の途絶、職員自身や家族の被災などにより参集できない場合や、発災時に勤務地を離れているなど、予定されていた要員の確保が困難となる事態も想定される。また、災害対応業務が数週間から数ヶ月間継続する場合、防災担当を中心とした特定の職員だけで災害対応を行うことには限界があり、庁内職員を幅広く参集しローテーションを組むなど、災害対応に従事するための勤務のあり方を検討する必要がある【道】
- 道は、防災担当以外の職員に対しても、防災研修や訓練を実施し、災害対応能力を高める必要がある【道】

➤ 災害対策本部指揮室における参集・配置体制の確立

- 指揮室における体制の充実・強化を図るため、災害の種別や性質に応じた関係機関等の参集ルールの策定や周知を図るとともに、指揮室設置・運営訓練を繰り返し実施することにより、その習熟度を高める必要がある。また、災害の種別や影響範囲に応じた指揮室要員の増減を想定し、各班や参集機関の配置場所をあらかじめ決めておく必要がある【道・関係機関】

➤ 災害対策本部指揮室における業務体制の検討

- 道は、大規模災害の教訓を踏まえ、指揮室の各班における業務内容や役割分担、不足している業務、必要な人員などについて見直しを行う必要がある。また、各班における業務内容については、災害対策本部各班における業務との重複がないよう整理するとともに、継続的な人員配置が可能となるようマニュアル等を作成する必要がある【道】

➤ 災害対策本部指揮室及び災害対策本部各班との情報共有・連携体制の強化

- 道は、指揮室内における定期的な班長会議の開催など、指揮室各班における情報共有を徹底するとともに、災害対策本部各班相互の情報の共有を図るなど、災害対策本部が共通認識に立てるよう連携体制の強化を図る必要がある【道】

対策の方向性

➤ 道災害対策本部と指揮室各班の役割の明確化

- 道災害対策本部は、各部局単位の対策班で構成され、災害応急対策などを実施する。一方、指揮室は、初動対応の指揮命令を行う組織であるが、本部対策班と指揮室各班とで重複・類似する業務や、どこにも属さない業務など、対策の実施主体が定まっていない業務があった。このため、災害対策本部と指揮室が担う役割を明確にした上で、本部及び指揮室各班の業務を整理・具体化し、迅速かつ適切な応急対策を実施できる組織体制を構築する必要がある【道】

➤ 報道機関への広報対応の明確化と相互の理解

- 道は、報道対応窓口を明確にし、適時適切な災害情報を提供するための専任の職員を配置する必要がある【道】
- 道は、指揮室に報道機関用のスペースを確保し、効果的な情報提供に努めるとともに、災害対応に支障を来さないよう、道と報道機関が相互に協力関係を構築する必要がある【道・関係機関】

➤ 道の業務継続確保のための非常用電源設備の整備と十分な燃料の備蓄の推進

- 大規模災害が発生した際、災害対応の拠点となる振興局やその出先機関の非常用電源が整備されていない施設については、早急に整備する必要がある。なお、発災直後は、物資の調達や輸送が困難になることが想定されることから、概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう、平時から十分な燃料の備蓄をしておくことが必要である【道】

➤ 大規模停電を想定した道の業務継続計画の見直し

- 地震による被害が少ない地域においても、全道規模の大規模停電の発生により業務の継続が難しくなることが考えられることから、現行、地震や洪水などを想定した道の業務継続計画に、新たに大規模停電を想定し、業務を継続するための体制や非常時優先業務などの見直しが必要である【道】

対策の方向性

- **災害対策本部（指揮室を含む）と災害対策地方本部との情報共有の強化**
 - ・ 大規模停電や広域的な災害情報、全道一斉の災害派遣要請に係る情報共有などについて、本庁と各振興局との連携を強化することが必要である【道・関係機関】
- **救助救出活動現場における関係機関による合同調整所の設置のスキームの検討**
 - ・ 救助救出現場において消防、警察、自衛隊、海上保安庁など各機関が連携し活動するためには、合同調整所を設置し、情報の共有を図ることが有効である。道災対本部指揮室において、各機関合意のもと設置の指示を出すことや、あらかじめ設置に関する判断基準等を定めておくことが、より有効である【道・関係機関】
- **救助救出活動情報の災対本部指揮室における情報収集と共有体制の強化**
 - ・ 消防、警察、自衛隊、海上保安庁など救助救出活動の強化には各機関の道外からの応援を含めた活動内容等の情報把握と共有が有効である。そのためには、道災対本部指揮室（救出・救助班）のレイアウトを含めた体制の見直しや、現場の情報の一元的な把握やトリアージ、及び情報共有のあり方についての検討が必要である【道・関係機関】
- **緊急消防援助隊への情報提供や到着までの対応**
 - ・ 他府県の緊急消防援助隊が本道に速やかに到着するために、フェリー等の運航状況をはじめ、港湾や集結拠点、道路通行止めなどの情報を提供することが有効である。また、緊急消防援助隊が到着するまでは、道内の消防機関において対応することから、道内広域応援体制の強化が必要である【国・道・関係機関】
- **救助救出活動機関と報道機関のヘリコプターの飛行に関するルール化**
 - ・ 災害時にヘリコプター等の航空機により安全な救助救出活動を行うためには、北海道ヘリコプター等運用調整会議などで、報道機関によるヘリコプターの取材にあたっては、高度1,500フィート以上とするなど飛行に関する統制（高度調整）の設定を検討の上、ルール化し、相互に周知・徹底することが必要である【国・道・関係機関】

対策の方向性

- **被災地の保健医療ニーズに総合的に対応する体制の更なる充実**
 - ・ 道は、関係機関と連携し、被災地の被害状況や保健医療ニーズ等の情報の整理・分析・提供を一元的に実施し、保健医療活動チームの派遣調整など、保健医療活動の総合調整を行うための体制を整備する必要がある【道・関係機関】

- **被災地の保健医療活動の中心的な役割を担う災害時の保健所機能の更なる充実**
 - ・ 道は、被災地の被害状況や保健医療ニーズ等の情報の整理及び分析を行うための職員の派遣など、支援活動の拠点となる現地保健所の体制の更なる強化を図るとともに、活動資材や保健衛生関係物資を速やかに確保できる体制を整備する必要がある【道】

対策の方向性

➤ 停電・復旧等に関する道民等への迅速な情報発信

- 電力会社は停電の発生はもとより、復旧の目処などの情報は非常に重要であることから、これらの情報に関し、迅速に道民等に情報発信する必要がある。また、情報発信にあたっては、ホームページやSNSなどのICTの活用はもとより、それらを利用しない者や外国人なども必要な情報を入手できるよう考慮する必要がある【電力会社・道・市町村】

➤ 災害時における氏名等の公表に係る取扱いの方針策定

- 災害時における死者や行方不明者などの氏名等の公表については、被災者の個人情報への配慮と、報道機関への情報開示の観点から、道や市町村では画一的な判断ができないことから、他都府県の取扱いや国の見解を踏まえた方針の策定を検討する必要がある【国・道・市町村】

➤ 住民への情報発信、報道機関への広報対応の明確化と相互の理解

- 道や市町村は、デマや根拠のない情報により、住民に不安等を与えないよう、道警察や関係機関とも連携を図り、SNSも活用した住民への正確な情報発信が可能となる体制を整備することが必要である【道・市町村・関係機関】
- 道は、報道対応窓口を明確にし、適時適切な災害情報を提供するための専任の職員を配置する必要がある【道】(再掲)
- 道は、指揮室に報道機関用のスペースを確保し、効果的な情報提供に努めるとともに、災害対応に支障を来さないよう、道と報道機関が相互に協力関係を構築する必要がある【道・関係機関】(再掲)

➤ 情報伝達手段の複数化と北海道防災情報システムの機能強化

- 避難勧告等の発令や避難所開設状況については、Lアラートを通じて住民や報道機関等に一齐に情報伝達しているが、システムに支障が生じる事態を想定し、複数の代替手段を用意しておく必要がある。また、市町村が北海道防災情報システムに入力した情報が適切にLアラートに反映されるよう、それぞれのシステムの連携を確実なものとし、安定的な運用を図ることが必要である【道・市町村・関係機関・事業者】

対策の方向性

- **北海道防災情報システムの習熟度向上及び入力手順の効率化による有効活用**
 - ・ Lアラートによる避難に関する情報については、北海道防災情報システムへの入力により反映されるが、市町村による入力作業が滞ると情報が発信されないことから、道はシステムの機能一覧や使用頻度の多い機能に絞った手順書などを作成するほか、市町村の担当職員を対象とした操作研修会やLアラート全国総合訓練などを通じて、担当職員の操作力を向上させ、システムの利用促進を図る必要がある【道・市町村】
- **Lアラートによるライフライン情報の提供の推進**
 - ・ 被災した住民にとって、ライフラインの被災状況や復旧状況に関する情報は重要であることから、様々なツールによる情報の発信が必要である。現在、避難に関する情報はLアラートで提供できるところであるが、ライフラインに関する情報についても、Lアラートにより提供できる環境の整備が必要である【国・事業者】
- **災害時等における帰宅困難者や観光客（外国人等を含む）への情報の提供と発信の強化**
 - ・ 道は、北海道防災情報システムなどへの登録の促しや啓発資料の周知、訓練における多言語による情報提供など、市町村や関係機関と連携した取組を強化していく必要がある【道・市町村・関係機関・事業者】
 - ・ 災害発生時の災害等の情報、交通機関の運行状況や避難場所の情報などについて、SNSを活用した多言語による迅速な情報発信が重要である【道・市町村・関係機関】
 - ・ 災害時に一定期間、帰宅や帰国等ができない観光客等が予想される場合には、多言語による相談対応や情報提供、スマホ充電等の支援を行うことが必要である【道・市町村・関係機関】（再掲）
- **地域に特化した災害情報の提供**
 - ・ 被災市町村における住民への各種の災害情報や避難所に関する情報について、地域に密着したきめ細やかな情報の発信を目的とした臨時FM局の開設による情報の発信は効果的な役割を果たしたことから、道及び市町村は、平時から地域のコミュニティFM局などと連携を強化するなど、大規模災害時における協力体制を構築しておく必要がある【国・道・市町村・事業者】

対策の方向性

➤ 行政機関や病院等の重要な施設における非常用電源等の確保

- ・ 災害対策の拠点等となる行政機関や医療機関等の重要施設に関する非常用電源設備の整備は必要不可欠であり、加えて、ライフラインの途絶に加え、物資の調達や輸送が困難となることも想定して、72時間は稼働できる非常用電源や燃料等をあらかじめ確保しておく必要がある【道・市町村・関係機関】

➤ 停電や復旧状況等に関する迅速な情報把握（再掲）

- ・ 電力会社においては、道（振興局）や市町村に対し、停電の発生や復旧の目処などを迅速に伝達するため、情報提供に関する基準の見直しや職員間のホットラインを整備するなど連絡体制を構築する必要がある【電力会社・道・市町村】
- ・ 大規模災害が発生した際には、停電の発生が想定されることから、電力会社から道（振興局）へ速やかにリエゾンを派遣し、停電状況の迅速な把握に努め、共有を図る必要がある【電力会社・道】

➤ 大規模停電への備えの周知

- ・ 大規模停電時に向けた備えや対応ができるよう、生活や産業の各分野ごとに懸念される事象や対応の事例をまとめた「大規模停電への備え〈事例集〉平成30年11月」の幅広い周知に努める必要がある【道】

➤ 災害による停電発生時の充電対策

- ・ 災害による長期間の停電により、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努める必要がある【国・道・市町村・関係機関】

➤ 関係機関と連携した節電対策

- ・ 大規模停電が発生した際、国からの節電要請も想定され、市町村や関係団体等への連絡、地域電力需給連絡会の開催による取組の共有、効果的な節電方法の啓発などを関係機関と連携して迅速に対応するほか、平時より電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備しておく必要がある【国・道・市町村・関係機関】

対策の方向性

➤ 電力の安定供給に向けた対応

- この度の大規模停電では、道民の暮らしと経済・産業活動に大きな被害が生じたところであり、国は、電力会社の設備形成や運用上の不適切な点は確認されていないとしているところであるが、電力会社は、電力広域的運営推進機関により設置された検証委員会が提示した再発防止策等を着実に実施し、今後の安定供給に万全を期す必要がある【電力会社】
- 電力会社は、大規模停電発生後の対応など自ら検証し、今後取り組むべき具体的な対策をとりまとめたところであり、この取組を確実に進め、災害に強い電力供給体制を整備し、電力の安定供給や適切な情報発信に向けた体制を強化する必要がある【電力会社】

➤ 地域における燃料供給要請に係る連携体制の強化

- 地域における燃料供給要請については、できる限り地域内で調整を図ることを基本とし、振興局と地元の地方石協が災害時において円滑に連絡が取れるよう、緊急連絡先等の整理・共有を行うことが必要である【道・市町村・北石連】
- 道は、災害時における石油燃料類の供給に係る市町村と民間事業者等との協定締結をさらに促進する必要がある【道・市町村・北石連】

➤ 重要施設への燃料供給に係る備えの充実

- 平時から災害時に優先的に燃料供給を行うべき重要施設の情報を整理し、道と北石連が共有するとともに、重要施設に対して、災害時の優先給油の要請スキーム（窓口や手順等）を周知しておくことが必要である【道・北石連・関係機関】
- 各重要施設においても、災害時の燃料供給について、あらかじめ燃料購買先と協議をしたり、燃料タンクを満量に維持するなど、平時からの備えの重要性について、理解を深めることが必要である【道・北石連・関係機関】

➤ 中核SSにおける優先給油の対象車両の追加

- 中核SSにおける優先給油となる対象車両については、道路交通法に基づく緊急車両や自衛隊車両及び緊急通行車両確認標章の交付を受けた車両のみならず、災害時に優先給油が必要な車両が中核SSを優先的に利用できる方法について検討することが必要である【国】
- 指定（地方）公共機関や災害時協定を締結した事業者は、その保有する応急対策に必要な物資の輸送等に係る緊急通行車両の事前届出を進めることが必要である【道・関係機関】

対策の方向性

➤ 災害発生時に優先して確保すべき通行路の指定

- ・ 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことがないよう緊急輸送道路ネットワーク計画（北海道地域防災計画で規定）で定める道路などのうち、優先して復旧すべき区間を関係機関で協議し、通行を確保する必要がある【国・道・関係機関】

➤ 関係機関との連携による情報提供

- ・ 道路の通行止や鉄道、空港などの運行情報は、国や道、各管理者が連携し、代替手段（ルート）や復旧見込みも含めきめ細かく提供する必要がある【国・道・関係機関】
- ・ 外国人観光客を含めた旅行者等へ「北海道旅の安全情報」といったポータルサイトによる多言語による情報発信や交通機関の運行情報、避難所の開設情報を速やかに提供する方法等について、関係機関と連携することが必要である【国・道・関係機関】

➤ 自動車による安全かつ確実な避難に係る対策

- ・ 海沿いの市町村では地震発生後、津波到達まで暇がないなど、自動車避難となり渋滞の発生が懸念される。このため、自動車避難をせざるを得ない場合に備え、市町村では道と連携し、避難対策の専門家派遣事業による支援を活用するなど避難者が安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討し、自動車による避難を限度量以下に抑制するよう各地域で合意形成する必要がある【道・市町村・関係機関】

対策の方向性

➤ 災害時における円滑なボランティア支援

- ・ 災害時における効果的な被災者支援に向けて、行政、社協、ボランティア・NPO等の三者が被災地での対応状況や課題を情報共有会議などで共有しながら、被災者の支援ニーズに沿って、各々の役割に応じた適切な支援を行うことが重要である【道・市町村・関係機関】
- ・ 市町村は、災害時の円滑なボランティア活動が図られるよう、平時から災害ゴミの分別や収集、集積場での安全管理など災害時に想定される課題への対応について、あらかじめ地元社会福祉協議会等とも連携しながら定めておくことが重要である【道・市町村・関係機関】

対策の方向性

➤ 自治体職員等の災害対応能力の強化

- ・ 災害対応の長期化を想定し、市町村では、全職員を対象とした災害発生時の心構えや役割などを確認する研修や、避難所の開設、避難者の受入など実践的な訓練を実施し、職員個々の対処能力の向上を図る必要がある。また、道は、市町村の取組みを積極的に支援していく必要がある【道・市町村】
- ・ 避難所の開設や初期運営に当たっては、市町村職員のほか、施設管理者、教職員、自主防災組織等の協力が不可欠であり、道や市町村は、こうした協力者に対しても研修や訓練を行う必要がある【道・市町村】
- ・ 罹災証明発行事務は、災害時以外には経験することのない業務であり、道は研修や訓練を行うなど市町村を支援する必要がある【道】

➤ 市町村庁舎の機能確保

- ・ 市町村庁舎は、災害時において防災拠点となる重要な施設であることから、市町村は庁舎の耐震化や代替施設の確保を進めるとともに、物資の調達や輸送が困難となることも想定して、72時間は稼働できる非常用電源や燃料等をあらかじめ確保しておく必要がある【市町村】

➤ 避難者による避難所運営体制の構築

- ・ 大規模災害への対応は、市町村は限られた人数で膨大な作業に忙殺されることから、避難所の運営にあたっては市町村は、あらかじめ避難所運営マニュアルを整理し、自主防災組織等住民が主体となった避難所の運営体制を構築できるよう住民参加型の避難所運営訓練等に取り組むとともに、道はその実施を積極的に支援する必要がある【道・市町村・住民】

➤ 市町村における非常時優先業務等の選定と受援体制の確立

- ・ 他の自治体からの応援職員をスムーズに受け入れるには、被災市町村が災害時に優先的に行う業務や応援を受ける業務、時期をあらかじめ整理しておく必要がある。また、応援職員を受け入れる受援体制もあらかじめ確立する必要がある【市町村】

➤ 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

- ・ 災害時に発生する廃棄物の処理を迅速かつ円滑に行うためには、災害廃棄物の処理を担う市町村が、発災時の廃棄物の処理（分別方法、仮置場の位置・管理、処理先、発生量等）について、あらかじめ検討しておくなど、平時からの備えが重要である【市町村】

対策の方向性

➤ 積雪寒冷期を踏まえた資機材等の整備

- 市町村は、積雪寒冷となる本道の特性を踏まえた、避難所等における防寒対策を進める必要があり、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機などの備蓄を充実させる必要がある【市町村】
- 道においては、市町村における発電機等の整備に係る支援のほか、民間事業者との協定締結など、災害時に速やかな支援が行える体制を整備する必要がある【道・民間事業者】

➤ 厳冬期の大規模災害を想定した防災教育や防災訓練

- 道や市町村は、厳冬期の災害により大規模停電となった場合、暖を取るため車中泊や屋内における自家発電機の誤った使用が懸念され、エコノミークラス症候群や低体温症、また一酸化炭素中毒の発生リスクが高まることから注意喚起が必要となり、厳冬期を踏まえた避難訓練や避難所運営訓練の実施、防災教育を通じた普及啓発に取り組む必要がある【道・市町村・住民】

➤ 積雪寒冷期に対応可能なトイレの確保

- 冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道の凍結も予想されることから、市町村は冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数を確保できる体制を整備する必要がある【市町村・民間事業者】

➤ 積雪寒冷期を見据えた北海道仕様の仮設住宅の普及

- 本道の積雪寒冷期を見据え、北方建築総合研究所協力のもと、断熱材や内窓の追加、風除室を備えた全国で初となる北海道仕様の仮設住宅が建設されたが、湿度の管理などに課題も見られ、道は北方建築総合研究所等と協力しながら改良を加えるなどし、入居者の居住環境の改善を図る必要がある【道・関係機関】

対策の方向性

- **実際の避難所運営に即した「Doはぐ」内容等の検証**
 - ・ 避難所運営を机上で模擬体験するための「Doはぐ」は、被災3町の多様な避難所運営の実態を踏まえ、道は現行のDoはぐのシナリオや内容、項目について検証の上、実際の避難所運営に活用できるよう見直しを行う必要がある【道】
- **住民が主体となった避難所運営体制の構築**
 - ・ 道や市町村は、「避難所運営は可能な限り住民が主体で行う」という意識付けを行うため、特定の住民だけではなく、多くの住民に対し、研修や実践的な訓練を通じて避難所運営に関するイメージ作りを継続的に行う必要がある【道・市町村・住民】
- **自ら身を守る「自助」の意識の醸成**
 - ・ 災害から命を守るための事前の備えや身を守る行動、避難など、自らの命は自ら守る「自助」の意識を醸成させるために道や市町村、自主防災組織等が連携し、シェイクアウト等の防災訓練や研修、1日防災学校などあらゆる機会を活用し防災教育に取り組む必要がある。
また、住民はライフラインの途絶を想定し、非常食や飲料水、簡易トイレ、非常用蓄電池などの備蓄品を確保しておく必要がある【道・市町村・住民】
- **発災情報等の多言語による情報発信等**
 - ・ 道や市町村は、外国人居住者に対する避難所や各種支援に係る情報、あるいは、外国人観光客に対する帰国等に向けた交通、宿泊に係る情報の提供が必要であり、それぞれの情報ニーズに応じた多言語による発信、広報に取り組む必要がある【道・市町村】
- **厳冬期の大規模災害を想定した防災教育や防災訓練（再掲）**
 - ・ 道や市町村は、厳冬期の災害により大規模停電となった場合、暖を取るため車中泊や屋内における自家発電機の誤った使用が懸念され、エコノミークラス症候群や低体温症、また一酸化炭素中毒の発生リスクが高まることから注意喚起が必要となり、厳冬期を踏まえた避難訓練や避難所運営訓練の実施、防災教育を通じた普及啓発に取り組む必要がある【道・市町村・住民】

対策の方向性

➤ 地域の災害特性に応じた防災訓練の推進

- 市町村は、それぞれが抱える地域特性や災害リスク（土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域、常時観測火山、洪水予報河川等）を踏まえ、住民の生命と財産を守るための効果的な訓練に取り組む必要があるとともに、道は、市町村の取組みを積極的に支援していく必要がある【道・市町村】

➤ 被災からの生活再建に向けた事前の備えの普及

- 国、道及び市町村は、災害により家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも一定の補償が得られるよう、地域住民に対し地震保険や共済への加入を促す必要がある【国・道・市町村】

➤ 火災による二次災害に対する備えの普及

- 地震の発生により被災した家屋において、停電復旧時に、ショートした機器から出火する可能性があるほか、昭和43年の十勝沖地震により発生した火災の主な出火原因は石油ストーブなどの暖房機器からであり、積雪寒冷地である北海道では火災による二次災害が発生するリスクが高い。こうしたことから、道や市町村は、地域住民に対して、火災による二次災害を未然に防ぐための啓発を行うとともに、地域では、火災発生時における初期消火ができるよう訓練を行う必要がある【道・市町村・住民】

➤ 災害の記憶を風化させないための伝承

- 道民がブラックアウトにより不自由な生活を体験したことを通じて、防災備蓄品やポータブルストーブの普及進むなど防災意識が高まったが、地震発生から半年が経過しており、当時の記憶の風化が懸念されることから、道や市町村は、地域住民の防災意識が継続して保たれるよう啓発に努める必要がある【道・市町村】

➤ 災害リスクへの認識

- 住民が、自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）によって、災害リスクへの認識が妨げられることがないように、道や市町村は、研修会や講習会を開催するなど防災教育をより一層推進し、自助を高める必要がある【道・市町村・住民】